# 島田市総合計画

# 目 次

	序	,	論
第	1	章	総合計画について ・・・・・・・・・・・ 5
	1	Ī	†画策定の目的 ······ 5
	2	Ī	†画の期間 ····· 5
	3	ì	†画の構成 ······ 5
	4	Ī	†画の特徴 ····· 6
第	2	章	総合計画策定の背景 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	1		C口・世帯数・就業者数の将来見通し ······ 8
	2		k市を取り巻く社会環境の変化 ・・・・・・・・・・・・ 14
	3	;	<b>きちづくりの主要課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17</b>
	基	本	<b>考想</b>
第	1	章	基本構想の策定にあたって ・・・・・・・・・・・ 23
第	2	章	まちづくりの基本理念 ・・・・・・・・・・・ 24
第	3	章	島田市の将来像 ・・・・・・・・・・・・ 26
第	4	章	市民・事業者・行政の責務・・・・・・・・ 27
第	5	章	土地利用構想 ・・・・・・・・・・・・ 28
第	6	章	施策の大綱 ・・・・・・・・・・・・・ 36
第	7	章	施策の体系 ・・・・・・・・・・・・ 43
	基	本	十画
序	章		
	1	ì	†画の趣旨 ······ 47
	2	į	重点プロジェクト ······ 48
	3	;	<b>適正な土地利用の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 56</b>
第	1	章	都市生活基盤が充実し、ひとやもの、情報が活発に
			交流するまち ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60

第2章	市民が安全・安心に暮らせるまち ・・・・・・・・・・・・ 80
第3章	産業がいきいきと活発なまち ・・・・・・・・・・・100
第4章	だれもが健やかで幸せに暮らせる健康・福祉のまち ・・・・・116
第5章	自然と共生する資源循環型のまち ・・・・・・・・・・134
第6章	人を育て、歴史を大切に新しい文化を創造するまち ・・・・・146
第7章	市民と行政がともに創る、活力に満ちたまち ・・・・・・・・164
参考	財政見通し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・178

# 序 論

# 第1章 総合計画について

### 1 計画策定の目的

少子高齢化の進行や産業構造の変化、地方分権の進展と国及び地方の厳し い財政状況など本市を取り巻く環境は大きく変動しています。

このような背景のもとで、今後10年間のまちづくりの基本的な方向を示し、 市のさらなる発展と住民福祉のより一層の向上を図るための総合的な指針と して、島田市総合計画を策定します。

### 2 計画の期間

本計画の期間は、平成21年度から平成30年度までの10年間とします。

# 3 計画の構成

本計画は、基本構想、基本計画、実施計画をもって構成します。

# (1)基本構想

市の目標とする将来像及びこれを達成するために必要な施策の大綱。

# (2)基本計画

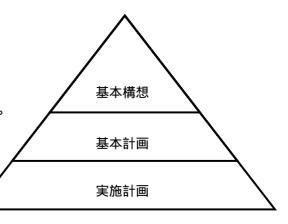
基本構想に基づき、必要な施策を体系化し、個々の施策を計画的に進めていくための具体的な指針。社会経済環境の変化等に的確に対応できるよう、計画期間を前期及び後期に分割し、各期5年とします。

# (3)実施計画

基本計画で明らかにされた個々の施策の 実効性を確保する予算編成の具体的な指針。

計画期間を3年とし、毎年度ローリング

方式により見直します。



### 4 計画の特徴

# (1)地域経営の戦略としての計画

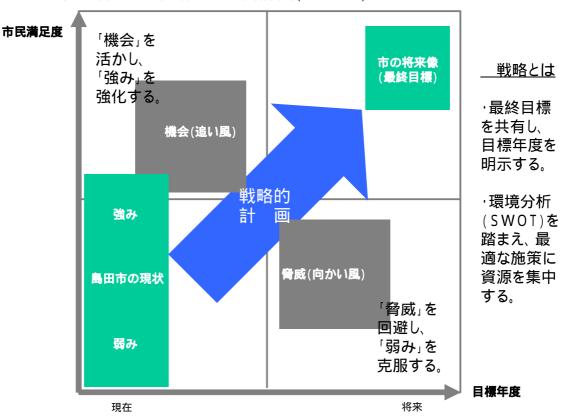
本市を取り巻く環境が大きく変動する中、特に行財政環境は大きく変化しており、今後とも国・地方を通じた厳しい財政状況が見込まれています。

一方で、行政課題はますます複雑化していることから、これらに対応する ため、これまでの事務事業を正確に執行する「内部管理を中心とした行政」 から、目標を明確化し、施策・事業の成果を追求しつつ資源を効果的に投入 するという、いわゆる「経営型の行政運営」の実現が求められます。

本計画は、時代の変化や市民ニーズに対応した実効性の高い戦略を展開するものと位置付け、計画づくりにおいて、新たにSWOT分析を取り入れ、本市が解決すべき課題を導き出す手掛かりとし、資源の「選択」と「集中」を基本に施策を構成しています。

また、目標を明確化し、市民にわかりやすく示すため、可能な限り成果指標として具体的な数値を採用し、その後の進行管理に役立てるものとします。

# SWOT分析を活用した戦略的な総合計画(イメージ)



#### SWOT分析

企業等において、経営戦略を策定する際に使われる分析方法であり、分析対象の環境を「内部環境」と「外部環境」に区分し、「内部環境」を強み(Strength)と弱み(Weakness)、「外部環境」を機会(Opportunity)と脅威(Threat)に区分して分析する。

"SWOT"は、Strength、Weakness、Opportunity、Threat の頭文字をとったもの。

# (2)地域経営の仕組みづくり・指針としての計画

計画の推進に際しては、本市の強み・弱みを踏まえた上で、本市の地域資源を活かしつつ、地方分権時代にふさわしい、豊かで自立した地域社会を実現していくことを基本としています。

また、これらを推進する上においては、市民・事業者・行政の適切な役割 分担のもと、自治能力を高めながら住民福祉の向上や地域の繁栄・発展につ なげていくことを重視しています。

本市では、一部の地域において地域コミュニティ組織がまちづくり活動に 大きな役割を担ってきましたが、今後とも、市民がまちづくり活動の主役で あることを自覚し、自らのまちは自らが治めるという住民自治の考え方を基 本として、これを全市に広げ、まちづくりを進める必要があります。

本計画は、島田市が新しい市としてスタートした今を最大の機会と捉え、 市民・事業者・行政が力を合わせ、ともにまちづくりに取り組む地域経営の 仕組みを構築し、活力に満ちたまちになるための指針として共有し、活用す るものです。

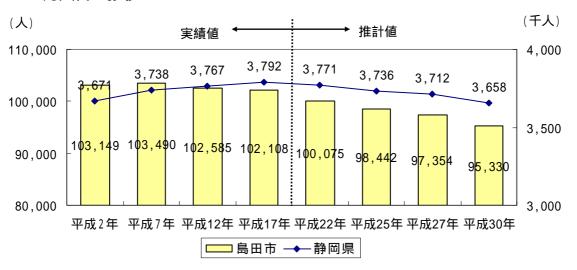
# 第2章 総合計画策定の背景

# 1 人口・世帯数・就業者数の将来見通し

### (1)人口の推移

本市の人口は、県人口が平成 17 年まで増加しているのに比べ、平成 7年を境に減少傾向になっています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、これまでと同様に推移するとすれば、平成 30 年 (2018 年)には、約 95,000 人になると予測され、本市の人口は 平成 17 年 (2005 年)に比べて約 7 %減になる見込みです。さらに、少子高齢化の傾向も進んでいくと予測されます。

### 総人口の推移



### 島田市は左目盛、静岡県は右目盛

### (予測の考え方)

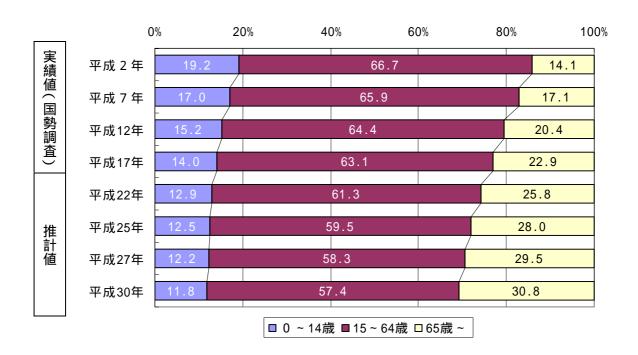
総人口については、国立社会保障・人口問題研究所が公表しているコーホート要因法による市区町村別将来推計人口(平成15年3月公表)をもとに、平成17年国勢調査結果を加味した推計値となっています。

コーホート要因法は、ある年の男女・年齢別人口を基準として、コーホート(年齢階級)ごとに、次の推計要因の仮定値を用いて、将来人口を求める方法です。

・自然増減の要因:合計特殊出生率、出生性比、生残率

・社会増減の要因:社会移動率(転出入)

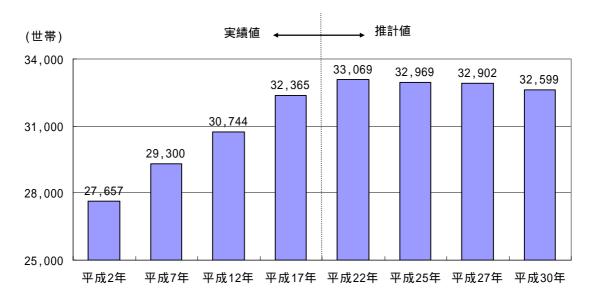
# 年齢3区分別人口割合の推移



# (2)世帯の推移

本市は、平成12年以降人口が減少していますが、総世帯数は平成22年頃までは増加が見込まれています。その後も「単独世帯」「夫婦のみの世帯」「ひとり親と子の世帯」は増加が見込まれますが、平成27年以降は「親子世帯(夫婦と子の世帯)」と「その他世帯」が横ばいから減少に転じるため、総世帯数は減少傾向になると予測されます。

# 総世帯数の推移



# 世帯類型別世帯数の推移

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成25年	平成27年	平成30年
単独	3,146	4,003	4,675	5,480	5,598	5,679	5,733	5,781
夫婦のみ	3,356	4,227	5,183	5,824	6,332	6,475	6,571	6,625
親子	10,030	9,792	9,796	9,941	9,968	9,793	9,675	9,435
一人親	1,605	1,885	2,227	2,641	2,666	2,695	2,714	2,727
その他	9,487	9,376	8,835	8,422	8,471	8,293	8,175	7,997
施設	33	17	28	57	34	34	34	34
総世帯数	27,657	29,300	30,744	32,365	33,069	32,969	32,902	32,599

### (予測の考え方)

本計画における世帯推計は世帯主率法を用いました。世帯主率法は、年齢別の世帯 主率(当該年齢人口のうち世帯主である者の割合)の実績値等から将来の値を推計し、 それを将来の人口に乗じて将来の世帯数を求める方法です。

将来の世帯主率の推計は、平成2年から平成17年までの国勢調査の世帯主の世帯類型別年齢5歳階級別世帯数を用い、一定の傾向が見られるコーホートには近似曲線の延長を、傾向が見られないコーホートには平均値等を適用しました。

# (3)将来就業者数

### ア 就業者の推移

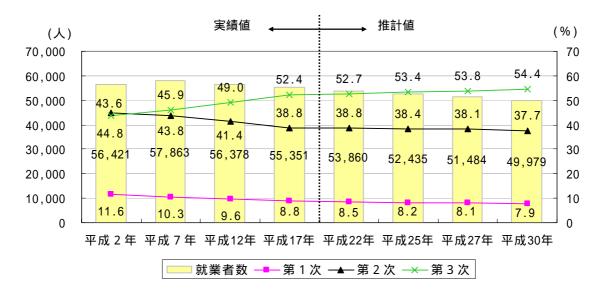
本市の就業者数は、人口と同様に、平成7年を境に減少に転じています。このままこれまでと同様に推移するとすれば、平成17年の国勢調査において約55,500人いる就業者数は、平成30年には、約50,000人に減少し、約10%減になると予測されます。

# イ 産業別就業者の推移

本市の産業別就業者数のうち第1次産業及び第2次産業の就業者数については、平成2年以降、減少傾向にあります。一方、第3次産業従事者数は、平成17年までは増加していましたが、就業者総数が既に減少に転じていることから、平成22年には減少すると予測されます。

なお、産業別就業者を構成比で見ると、第3次産業就業者構成比は今 後も増加すると予測されます。

# 就業者数及び産業別構成比の推移



総就業者数は左目盛。その他は右目盛で各産業の就業者数の構成比を示す。

# 産業別就業者の推移

(単位:人)

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成25年	平成27年	平成30年
第1次	6,557	5,966	5,381	4,875	4,550	4,317	4,161	3,949
第2次	25,272	25,366	23,347	21,457	20,912	20,124	19,599	18,838
第3次	24,592	26,531	27,650	29,019	28,398	27,994	27,724	27,192
就業者数	56,421	57,863	56,378	55,351	53,860	52,435	51,484	49,979

# (予測の考え方)

本計画における産業別就業者数の推計は、最初に平成2年から平成17年国勢調査に基づき、平成30年までの5歳階級別就業率推計と産業別就業者構成比の推計を行いました。次に、両者を掛け合わせて、産業別の就業者数を推計しました。

人口・世帯数・就業者数の将来見通しは、現時点における仮定値を基に推計 しており、今後、本市を取り巻く環境の変化や施策により、変動する可能性 があります。

# 2 本市を取り巻く社会環境の変化

本計画の策定にあたり、踏まえるべき前提条件や背景として、時代の潮流、市民意識、本市を取り巻く社会環境の変化等について示します。

# (1)時代の潮流

全国的に少子高齢化が進行しており、今後も日本の総人口が減少していく ことが見込まれています。本市においても、全国的な傾向と同様に少子高齢 化が進行しています。少子化の進行に伴う生産年齢人口の減少や高齢化の進 行は、地域の経済活動やコミュニティの活力を低下させる要因となるととも に、保健・福祉・医療に対する行政需要をますます増大させるものと考えら れます。

また、大都市への人口集中や産業構造の変化など、わが国の構造的な要因による中山間地域の過疎化が全国的に進行しており、交流人口の増加、地域経済の活性化への取組が必要になっています。

一方、地球規模の動きとして、地球温暖化などの環境問題やエネルギー問題、インターネットなどの情報通信技術の急速な発展、さらには産業や労働力の国を越えた移動などグローバル化の流れも顕著になっています。

そのため、今後の地方自治体は、これらに即応し、適切な行政サービスを 安定的に提供する体制を整備し、市民満足度の高いまちづくりを行うことが 求められます。

### (2)市民意識、市民生活の質的変化への対応

高学歴化、職業の多様化をはじめ、ゆとりやうるおいのあるライフスタイルの実現など、人々の価値観は「自分らしく生きる」「よりよく生きる」方向へと変化してきています。

また、時間に追われストレスの多い現代社会においては、家族・地域・社会といった様々な場面で、人と人とのつながりが希薄になりつつあり、「格差社会」という言葉も生まれています。

こうした状況のもと、人々はこころの安心・やすらぎを求めています。

一方、人々の行動は、市街地の拡大や交通の進展により、生活圏の広域化が著しく進んでいます。特に本市においては、今後の新東名高速道路や富士山静岡空港などの広域交通網の整備によって、通勤・通学、買物をはじめ、経済活動や医療・福祉など広い分野にわたり、従来の行政区域を越えたひと、もの、情報の流れが活発化し、そのスピードが加速していくことが予想されます。

市民意識調査からは、「ごみ・リサイクル対策」、「健康の増進」、「小・中学校教育の推進」に関する分野の重要度と満足度が高くなっています。一方、「商業振興」、「雇用確保」、「障害者福祉対策」に関する分野は重要度が高く、満足度が低いため、早急な改善が必要となっています。

# (3)地方分権時代への対応・行財政基盤の強化

「住民に身近な行政は市町村で」という考え方のもとに、地方分権が進められています。これからの市町村は、これまで国や県の責任であった権限を譲り受けることで自己決定権が拡充されることから、住民が望むニーズに対して画一的でない独自のきめ細かなサービスを提供できる政策力を備える必要があります。

一方、地方財政を取り巻く環境を見ると、国・地方を合わせた長期債務残高は、平成 21 年度末で約 804 兆円となることが見込まれ、国、地方ともに財政状況は極めて厳しい状況にあります。

本市においても、財源の多くを国や県に依存しており、財政状態は楽観視できるものではありません。

また、人口の減少や少子高齢化の進行による行政需要の増大と税収減が予測される中で、行政サービスを維持・向上していくためには、財源の確保と効率的な行財政運営が重要となります。国は既に地方財政制度の見直しを進めていることから、今後、地方自治体の重要な財源である地方交付税、国庫支出金等が減少することは必至であり、本市においても、より一層、行政の生産性を向上させ、行財政運営の効率化と着実な財源の確保による基盤の強化が急務となっています。

# (4)地域間連携の推進

全国的な市町村合併の進展や道州制議論が進む中で、基礎的自治体の体力 強化が求められており、県内においても合併により市町の枠組みが大きく変 化しています。

そのような中で、大井川流域の中心的な位置にあり、東西交通の結節点である本市の担う役割は、富士山静岡空港の開港によってますます増大することが見込まれます。また、静岡県の新たな玄関口となる志太榛原・中東遠地域内の市町が連携し、広域的な都市圏における共通の課題に取り組むとともに、それぞれの強みを活かした魅力ある地域づくりを進めていく必要があります。

# 3 まちづくりの主要課題

時代の潮流や市民意識、市を取り巻く環境の変化などから、今後 10 年間に取り組むべきまちづくりの主要な課題を整理します。

# (1)都市基盤分野

東西にわたる国土軸上に位置し、大井川に沿った南北軸などを有して広域的な交通の結節点にある本市は、新東名高速道路や富士山静岡空港が整備されることにより、日本の中でも有数の交通結節点として、産業の活性化や交流人口の増加など様々な可能性が高まることが期待できます。

適正な土地利用のもと、こうした新たな広域交通基盤を最大限に活かして、ひとやもの、情報などを集積し、活用しながら、近隣、全国、海外へと発信する交流・連携の拠点機能を確立させることが求められます。また、これらの広域交通基盤を活かした施策の展開を確実にするために、地域内の有機的な交通ネットワークの強化が必要です。

バスなどの公共交通機関は、高齢者や学生等の貴重な交通手段であることから、だれもが利用しやすい公共交通機能の維持・充実を図ることが求められます。

少子高齢化社会の到来により、高齢者などが求める暮らしやすい住宅や子育てしやすい住宅環境の整備・充実が求められます。さらに、身近な水辺空間、公園緑地の整備や魅力ある景観の保全など、うるおいと安らぎのある快適な住環境の整備や保全も求められます。

### (2)安全・安心分野

本市では、これまでも地域コミュニティ組織が活発に活動し、市民の安全・安心に向けたさまざまな取組を進めてきました。しかし、今後予想される東海地震や風水害などの自然災害、火災等から市民の生命、身体及び財産等を守るためには、より一層自主防災組織など地域防災体制の強化を図る必要があります。また、公共・民間施設等の耐震化、総合的な風水害対策、消防・救急・救助体制の充実など、災害に強いまちづくりが求められます。

近年、凶悪化、複雑化、巧妙化、広域化している犯罪から子どもや高齢者などを守るため、犯罪が発生しにくいだれもが安全で安心して暮らせる環境づくりに地域ぐるみで取り組むことが求められます。

また、子どもの事故防止と同様に増加しつつある高齢者の交通事故防止にも重点的に取り組むことが必要です。

# (3)産業振興分野

本市の代表的な農産物である茶は、茶所静岡県にあって約15%の生産量を占めており、市民の生活や文化に溶け込んでいます。今後も、茶を産業振興や観光、交流、教育、文化、健康づくりなどの市民生活の向上に最大限に活かすことが課題です。その一方で、いわゆる中山間地域では、農林業就業者数の減少と高齢化に加えて後継者不足が課題となっており、山林の荒廃も懸念されます。このため、本市が有する産品・人材・技術等について業種の垣根を越えた連携を進め、安全・安心・旬といった消費者のニーズに合った農産物供給への取組や、農業生産基盤、営農体制の充実による生産性の向上を図っていくことが重要となります。また、山林が有する公益的機能への市民の理解を深めながら、その維持・管理などを進めていく必要があります。

本市は、大井川の豊富な水資源や茶、木材等の資源を活用した多数の優良 企業が立地しています。その一方で、近年は、製造業事業所数、従業者数が 年々減少傾向をみせており、若者が働ける魅力ある雇用の場を確保すること が必要です。このため、新東名高速道路、富士山静岡空港といった広域的な 交通拠点機能の優位性を活かした優良企業の誘致などを進めていくことが求 められます。

近年の中心市街地の商業は、公共下水道事業、土地区画整理事業、南北の駅前整備などが進められ、都市基盤は整いつつある中で、核となる店舗の撤退や消費者の購買形態の変化・購買力の流出等により来街者が減少し、低迷傾向にあると言わざるをえません。このため、地域に密着し、消費者ニーズに対応した商店街の活性化を支援する一方で、中心市街地における交流人口の増加、都市機能の一層の充実と都市型住宅の誘導、新たなにぎわい空間の形成、もてなしの心の醸成などに、市民・事業者・行政が一体となって取組

を進める必要があります。

観光産業は、交通・宿泊・物販など、広範な分野に及ぶサービス産業であり、観光客の来訪と観光消費を促進するための体制を充実し、経済波及効果を市内産業全体に広げていく視点が求められます。また、外国人旅行者の増加、見る観光から体験する観光への旅行内容の変化等への対応が求められます。

本市は、全国的に知名度の高い大井川鐵道のSL、大井川や旧東海道にちなんだ歴史資源、川根温泉など豊富な観光資源を有していますが、観光客のほとんどが日帰り客であるなど滞在性、回遊性に欠け、これらの観光資源を十分に活かしているとはいえない状況にあります。このため、個々の観光資源を磨き上げ、それぞれのネットワーク化を進めるとともに、農業・工業・観光事業者等が連携し、地場産品や体験型商品の開発や人材育成など、まちづくりを観光に活かしていく必要があります。また、富士山静岡空港の開港により、本市は静岡県の空の玄関口となることから、観光関連産業の誘致や多言語による案内表示、ICT(Information Communication Technology:情報通信技術)を活用した情報の提供などにより、国内外の観光ニーズに対応した観光サービスの充実化を図っていく必要があります。

#### (4)健康福祉分野

進行する少子高齢化には、人口構成における子どもの減少と高齢者の増加、特に団塊の世代の高齢化と後期高齢者(75歳以上)の増加への対応という課題と、総人口の減少への対応という課題があります。

少子化の進行に対しては、安心して子どもを産み、育てることができる環境を家庭・地域・行政が一体となってつくり上げていくことが重要です。

高齢者の増加に対しては、その豊富な経験や知恵、力を地域の中に積極的に活かしていく取組や生きがいづくり、見守り、支え合いなどの施策も重要です。

今後、保健・福祉・医療・介護などのサービスをさらに迅速かつ適切に充 実させていくとともに、高齢化が進む団塊の世代が活躍する機会の確保など、 地域の活力を生み出していく仕組みづくりが求められます。

# (5)自然環境分野

地球規模での環境問題が深刻化する中、市域の約3分の2を占める森林地域や大井川の流れが育んできた自然風景を守っていく必要があります。

このため、環境教育を通じ市民・事業者の意識の向上を図り、市民・事業者・行政が一体となって、自然環境の保全、省エネルギー、クリーンエネルギーへの取組、資源のリサイクルなど、環境になるべく負荷をかけず今後も持続可能な、自然環境と共生したまちづくりを進めていくことが求められます。

# (6)教育文化分野

今後の社会経済状況の変化に適切に対応できるまちづくりを進めるためには、地域を担う人材育成が不可欠です。将来を担う子どもたちを家庭・学校・地域の連携のもとに、健全に育成していくことが今後一層重要となります。

また、茶文化や伝統文化などを学び、地域への愛着を育む教育を推進することも重要です。

さらに、こころの豊かさや自己実現を求める学習ニーズの高まりへの対応 をするため、生涯学習の機会と場を提供することが望まれます。

蓬莱橋や大井川川越遺跡、旧東海道石畳、志戸呂焼、天王山遺跡、諏訪原 城跡、大井川の水資源など本市が有する歴史・文化・自然資源を地域の誇り として、教育、まちづくり等の様々な分野において、有効に活用していくこ とが求められます。

また、こうした資源を守り、次世代に受け継いでいくことは、我々の責務であり、そのための取組を強化していくことが重要です。

#### (7)住民自治・行財政分野

本市は、地域コミュニティ組織や市民活動団体などによる活動やイベントが活発に展開されており、こうした活動はまちづくりにおいても大きな役割を担っています。これからのまちづくりにおいては、きめ細かで身近な公共サービスを供給する担い手として、子育て、防災、防犯、環境美化などあらゆる分野において、市民活動を促進していくことが不可欠です。このため、

より一層、自主性・自発性・自立性を尊重した活動を促進し、活動を担う人々の連携と協力を支援し、行政とのパートナーシップに基づくまちづくりを進めていくことが重要となります。

地域経営の観点からは、国・地方を通じて財政は厳しい状況にある一方で、 今後のまちづくりは、地方分権の進展や社会潮流の変化に対応し、柔軟で的 確な行政サービスを供給していくことが求められます。

このため、今後の行財政運営にあっては、自治体行政組織の再編や既存施設の有効な活用、市民との役割分担の見直しなどにより、これまで以上に行財政運営の効率化を進めるとともに、市民の身近な場所で行政サービスを提供する仕組みを整え、市民サービスの維持・向上に努める必要があります。

これまでの分析・整理から、強み・弱み・機会・脅威というSWOT分析の視点に基づき、次のとおり本市の現状と課題を抽出し、次章以降で展開される基本構想において、強みを強化し機会を活かす方向で検討します。

強み 弱み W ・富士山静岡空港や新東名高速道路により日本でも有数 ・地域間の基盤整備に差 の交通結節点 ・大井川に分断された地形 / 橋の交通渋滞 ・大井川の豊かな自然と豊富な水資源 ・農林業の後継者不足 / 中山間地域の過疎化 ・日本有数の茶の産地 · 製造業事業所数の減少 ・茶や材木等の資源を活かした多数の優良企業が立地 商店数の減少 ・中心市街地の整備が進展 / 商圏人口の拡大 ・観光交流客数の減少/ 宿泊施設が少ない ·知名度の高いSL、多彩な歴史遺産、イベント ・建設事業費による財政負担への影響 ・大井川緑地・川根温泉などの優良な健康増進施設 ・全国に向けたPR、情報発信の一層の必要性 ・環境基本計画、男女共同参画宣言など市民協働で推進 ・建設事業の推進による地域活性化 •グローバル化の進展 •地球規模での環境問題が深刻化 •人々の価値観・ライフスタイルの多様化 •少子高齢化の進行 / 人口減少 •地方分権の推進 •国地方を通じた厳しい財政状況/行革の必要性 •生活圏の広域化/富士山静岡空港による国内外との連 •周辺地区の合併が進み、他市も体力強化が進展 携 •景気後退に伴う産業への深刻な影響 機会 脅威

# 基本構想

# 第1章 基本構想の策定にあたって

本格的な少子高齢社会の到来や経済の低成長、環境問題の深刻化、国・地方を通じた厳しい財政状況など近年の社会経済状況は大きく変化しています。 本市においても、少子高齢化や人口減少への対応、地域経済の活性化、豊かな自然環境の保全など様々な課題があります。

こうした中、多様化する地域の課題やニーズに対応し、より自立した市であるためには、合併という基本的な枠組みの変化を踏まえ、静岡県の志太榛原・中東遠地域の拠点都市として、さらなる発展を目指して取り組んでいく必要があります。

そのための指針として、基本構想は、平成30年度を目標年次とし、まちづくりの目標となる将来像と、これを達成するために必要な施策の基本的な方向を定め、目的・成果・結果を重視する行政経営型・目的指向型の行政運営計画として策定するものです。

策定にあたっては、「島田市・金谷町新市建設計画」及び「島田市・川根町合併市町村基本計画」との整合を図りつつ、島田市総合計画審議会や市民意識調査の調査結果、タウンミーティング等で出された意見などを十分に踏まえたものとしています。

基本構想は、今後 10 年間の市政運営における指針であると同時に、本市の市民や事業者、様々な団体にとってもまちづくりの共通の目標となるものです。この計画を市民・事業者・行政が共有し、互いに連携・協働しながら、総合的かつ計画的なまちづくりを推進します。

# 第2章 まちづくりの基本理念

これからのまちづくりを進める上で、基礎となる考え方を「まちづくりの基本理念」として定めます。これは、市民一人ひとりが意識すべきものであり、まちづくりの様々な取組における共通の指針となるものです。

# ここにしかない「個性」を大切に

どこよりも「元気」に

ともに支え合い「協働」して

# ここにしかない「個性」を大切に

大井川や牧之原台地・中山間地域といった自然環境、茶やバラに代表される 一次産品、大井川鐵道のSLや川根温泉、田代の郷温泉などの観光交流資源、 大井川川越遺跡や蓬莱橋といった歴史・文化資源など、本市にしかない資源を 守り、より良いかたちで未来に伝えます。

これらの資源を、身近な生活環境の向上、産業の活性化、教育・文化活動の振興や市民の健康づくりなどの快適な生活空間づくり、まちの魅力・個性の強化に積極的に活かすことで、この地域だからこそ住みたくなる、いつまでも住み続けたくなるまちづくりを目指します。

### どこよりも「元気」に

東名高速道路及び新東名高速道路のインターチェンジ、富士山静岡空港といった広域交通拠点や大井川流域の豊かな地域資源を有する立地特性を活かし、人や地域が相互に連携し、呼応しあった相乗効果の高いまちづくりを目指します。

その中で、技術・ノウハウ・知識を結集させ、豊かな水や木材などの本市の 資源を活かした企業の立地を促し、十分な雇用の場が確保されるよう、産業の 活性化を図ります。

地域の魅力・個性を積極的に発信することで、多くの人が訪れ、にぎわいに あふれるまちづくりを進めます。

こうした取組の中で、新たな元気・活力を呼ぶ若者の定住化を促進し、輝く 未来を担う豊かな人材が育っていくまちづくりを進めます。

# ともに支え合い「協働」して

だれもがお互いを認め合い、支え合いながら、世代を超えて健やかに暮らせるまちづくりを目指します。

このため、自主的・自発的なコミュニティ活動や市民活動を促進し、市民自らが自らの住むまちをより良くしていこうとする市民主体のまちづくりを進めます。

郷土を愛する気持ちのもと、市民・事業者・行政それぞれが互いにその特性 や役割を理解し、相互の信頼関係に基づく対等な立場で、ともに力を合わせる 協働のまちづくりを進めます。

# 第3章 島田市の将来像

まちづくりの基本理念を踏まえ、本市が目指す「まちの将来像」を次のとおり定めます。将来像は、島田市と金谷町及び川根町の合併時に定めた"フレッシュ牧之原 ゆうゆう大井川 未来へはばたけ 輝創都市"という目指すまちの姿や基本的な精神を尊重しつつ、周辺市町の合併等も考慮し、今後、市民・事業者・行政がまちづくりに取り組むにあたって、さらに親しみやすくしたものとして定めるものです。

# (将来像)

# 人と産業・文化の交流拠点

# 水と緑の健康都市 島田

- ・ 大井川と周辺の自然環境は、市民共通の心象風景であり、その豊かな恵みによってつながり、育まれてきた流域の文化を継承し、島田市固有の資源が未来に向けて輝きを放つようなまちづくりを目指します。
- ・ こうした資源を背景に、市民が創造的な取組を進める中で、まちの魅力を相乗的に高めながら、地域内外に積極的に発信することにより、人と産業・文化がいきいきと活発に交流する拠点を目指します。
- ・ さらに、大井川の清流、牧之原台地などの茶畑や周辺の豊かな緑によって支 えられた自然環境を未来に継承しながら、まちも市民も活気と活力にあふれ、 健康的に成長していくような都市を目指します。

# 第4章 市民・事業者・行政の責務

将来像の実現に向け、市民・事業者・行政がともに力を合わせてまちづくりに取り組むための、それぞれの「責務」を定めます。

# 1 市民の責務

市民は、まちづくり活動の主役であるという認識のもと、家族・地域・ 市民全体の幸せについて、さらには、社会全般の問題についても主体的に 考え行動します。

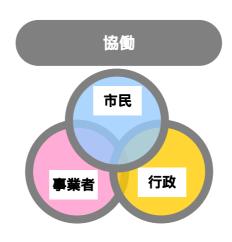
### 2 事業者の責務

事業者は、本市の構成員であるという認識のもと、それぞれの経営理念に基づく事業活動により、安全で良質な商品やサービスなどを提供し、さらには社会貢献活動を通して、地域との信頼関係や協力関係を構築します。

# 3 行政の責務

行政は、市民の負託を受けた公共の担い手として、将来像の実現に向け、 市民の意向を踏まえつつ施策・事業の選択を行い実行するとともに、市民 活動の支援を行う中で、全体としてまちづくりを進めます。

さらに、財政力・組織力など行財政基盤の強化を図るとともに、複雑化 する行政課題に対し、効果的・効率的で機敏な対応をします。



# 第5章 土地利用構想

# 1 土地利用の基本理念

土地は、現在及び将来における市民のための限られた資源であり、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤となっています。

このため、市域の土地利用は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を 図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康 で文化的な生活環境の確保と市域全体の均衡ある発展を図ることを基本理 念とします。

# 2 土地利用の基本方針

本市の土地利用は、市民意識調査の結果や計画策定の背景、土地利用の基本理念などを踏まえ、次に示す基本方針に基づき、長期的展望のもと、総合的かつ計画的に行うものとします。

# (1) 自然と共生した土地利用

自然環境は次の世代へ引き継ぐ貴重な資源であることから、土地利用に当たっては、大井川や森林、農用地などの優れた自然の保全や都市環境と調和した身近な自然の維持・復元などを進め、温暖化問題など地球的視点に立って、環境への負荷の軽減を図り、自然と共生した土地利用を図ります。

# (2) 災害に強い安全な土地利用

市民が安全で安心して暮らすことができるように、東海地震等による地震 災害に備えた適正な土地利用を図るとともに、風水害や土砂災害等の自然災 害に対応するため、河川整備の促進や農用地、森林の保全や機能の維持・向 上に努め、災害に強い安全な土地利用を図ります。

# (3) 市全体のバランスのとれた土地利用

商業機能や居住機能の計画的な誘導により、中心市街地から農山村地域に 至るまで、周辺環境と調和したバランスの取れた土地利用を図ります。

また、既存市街地では高度利用や機能集積を促し、効率的な行政経営にも

貢献する土地利用を進めます。

# (4) 地域の魅力や個性を活かした土地利用

郷土への愛着や誇りが育まれるように、豊かな自然環境、茶畑、固有の歴 史・文化、多彩な産業などの地域の魅力や個性を活かした土地利用を図りま す。

# (5) 快適でうるおいある土地利用

道路・公園などの都市基盤の整備や地域特性と調和した居住環境の整備により、誇りや愛着をもてる美しい景観の形成に努め、快適でうるおいある土地利用を図ります。

# (6) 活力あふれる土地利用

地域の経済を支える農林業、商工業、観光などの産業基盤の整備・充実により、活力あふれる土地利用を図ります。

さらに、市内外の人が集い、活発に交流する拠点の整備・充実を図ります。

# (7) 市民や地域の主体的な参画

土地利用の実現にあたっては、土地利用に対する市民意識の啓発を図り、 市民と事業者、行政の協働による土地利用施策の取組を促進します。

また、市内の各地域間の交流・連携を図るとともに、まちづくりや森づくり、農地の保全管理などに取り組む様々な活動組織の育成を通じ、市民や地域の主体的な参画によるまちづくり活動を促進します。

#### 3 利用区分別の土地利用の基本方向

土地の利用区分は、農用地、森林、水面・河川・水路、道路、宅地及びその他の6区分とし、各区分別の土地利用の基本方向は、次のとおりとします。

# (1) 農用地

農用地は、農業生産活動の場としてだけでなく、国土保全、水源かん養、 自然環境保全、良好な景観の形成、農耕文化の伝承などの機能を有し、市民 に安心やうるおいを与える様々な役割を担っています。

一方で、農業従事者の高齢化や後継者不足など、農業を取り巻く環境は厳 しさを増し、農用地の適切な維持・管理が求められています。

このような点を踏まえ、農用地に関する土地利用の基本方針を以下のように定めます。

- ア まとまりのある農用地や農業生産基盤の整った農用地などの優良農用 地については、積極的に保全します。
- イ 農業生産基盤の整備を進め、農作業の効率化、生産性の向上を図ります。
- ウ 遊休農地の把握と有効活用に努めます。
- エ 農業が体験できる場、地域住民と都市住民の交流の場など、グリーン ツーリズムの要素を含めた農用地の利用を進めます。
- オ 市街地や集落地内に介在する農用地については、保全すべき農用地の明確化と計画的な土地利用を図り、都市的土地利用との調和に努めます。

# (2) 森林

森林は、木材生産などの経済的機能だけでなく、水源かん養、土砂流出や崩壊などの災害防止、二酸化炭素の吸収源などとしての環境保全、良好な景観の形成、グリーンツーリズムの場の提供などの様々な役割・機能を担っています。

一方で、木材価格の低迷や林業従事者の減少などにより、森林の管理水準 の低下が進み、適切な対応が求められています。

このような点を踏まえ、森林に関する土地利用の基本方針を以下のように 定めます。

- ア 森林の持つ様々な役割・機能が総合的に発揮できるよう、市民と行政が協力して森林資源の計画的な保全、整備、活用に努めます。
- イ 優れた自然環境を有する森林については、引き続き保全していくとともに、グリーンツーリズムや環境学習の場、自然体験学習の場などとして、 市民が森林と親しむ空間を整備します。
- ウ 生態系の保全に配慮し、貴重な動植物が生息している森林の適正な維持、 管理を図ります。

### (3) 水面:河川:水路

水面・河川・水路は、治水などの安全性の確保や安定した水供給、市民の身近なオープンスペース・親水空間の提供、生物多様性の確保などの様々な役割・機能を担っています。

一方で、生活排水などによる水質の悪化や河川整備などに伴う身近な自然 環境の喪失、施設の老朽化などが進み、適切な対応が求められています。

このような点を踏まえ、水面・河川・水路に関する土地利用の基本方針を以下のように定めます。

- ア 水害から市民生活を守るため、計画的な河川改修を進めるとともに、適正な維持・管理を推進します。
- イ 水質浄化や河川美化により、美しい河川の維持・回復を図ります。
- ウ 河川整備にあたっては、治水、利用、環境などに配慮しながら、本来の 自然的姿を活かしたうるおいある水辺空間の創出を図るとともに、高水敷 の有効活用や市民が水に親しみ、憩い、ふれあいのできる環境づくりを進 めます。
- エ 農業生産への安定した水供給を図るため、既存の用排水路の適切な維持・管理及び計画的な用排水路の整備を推進します。

# (4) 道路

道路は、市民生活の利便性向上や活発な産業活動を支え、市全域の均衡ある発展を支える基盤として欠かせないものであることから、機能性の高い道路網の整備が不可欠となっており、加えて、富士山静岡空港の開港や新東名高速道路の開通などの社会環境の変化や将来の土地利用動向への適切な対応が求められています。

一方、限りある財源の中では緊急性や重要性を十分に考慮したうえで、需要予測を的確に見据えた現実的な対応が必要となっています。

このような点を踏まえ、道路に関する土地利用の基本方針を以下のように 定めます。

ア 市域の交流・連携を高め、地域の均衡ある発展や市民生活の利便性の向 上、都市防災機能の強化などを図るため、道路網の整備・充実を図ります。

- イ 整備にあたっては、道路整備プログラムなどに基づき、緊急性、重要性などを総合的に勘案し、広域交通、市内交通、生活交通のそれぞれが担うべき交通特性に合った機能の充実を図ります。
- ウ 農・林道については、農林業の生産性の向上や農用地及び森林の適正な 維持・管理を図るため、地域環境に配慮しつつ計画的な整備を図ります。

# (5) 宅地

### 住宅地

住宅地は、豊かな住生活の実現を図るための根幹的な役割を担っており、 安全で快適な居住環境の形成や居住水準の向上が求められています。

また、今後も世帯数の増加やライフスタイル・価値観の多様化等による住宅地需要が予測されることから、良質な住宅地の創出に努めていく必要があります。

このような点を踏まえ、住宅地に関する土地利用の基本方針を以下のように定めます。

- ア 既存の住宅地、集落地がそれぞれ抱える生活基盤施設の遅れなどの課題 に適切に対応し、快適な居住環境の整備・充実を図ります。
- イ 新たな住宅地の整備は、秩序ある市街地形成の観点から、需要と供給の バランスに配慮しながら、現行の用途地域及びその周辺地域を中心に、地 域に合った規模や機能を有した質の高い魅力的な住宅地の整備・充実を図 ります。
- ウ 整備にあたっては、地域特性や周辺環境との調和、災害に対する安全性 の確保などに十分配慮します。

### 工業用地

工業用地は、雇用の安定や経済の活性化を図り、市民の豊かな暮らしを支えるなど市全体に大きな効果をもたらします。

また、社会構造の変化や地方分権社会に対応していくためには、地方都市のさらなる自主・自立が求められており、今後も、適切な指導のもとで、豊かな水資源や交通の優位性を活かし、産業基盤の整備に力を注いでいく必要

があります。

このような点を踏まえ、工業用地に関する土地利用の基本方針を以下のように定めます。

- ア 富士山静岡空港の開港、新東名高速道路の開通などに伴う新たな産業需要や産業構造の変化に対応し、地域経済の活性化や安定した雇用機会の拡大を図るため、国内外からの企業誘致などに必要な工業用地を確保します。
- イ 既存の工業地や工業団地については、未利用地の効率的利用を進めると ともに、周辺環境に配慮し、良好な環境の維持・充実を図ります。

### その他の宅地

商業・業務地や公共公益施設用地などは、市民生活にとって欠かせないものであり、地域コミュニティの核、人々の交流の場としても重要な役割を果たしています。一方、生活様式の変化や車社会の進展による大型店の郊外への出店などの影響で、市街地の空洞化が進んでいます。

今後は、地域特性を活かした新たな市街地空間の形成が求められており、 商業の活性化や複合的な施設集積が期待されています。

このような点を踏まえ、その他の宅地に関する土地利用の基本方針を以下のように定めます。

- ア 商業・業務地については、地域の成り立ち、環境、歴史文化などを活か した市街地の再生や大規模店舗との共生を図り、各地域における商業・業 務地の魅力の向上を図ります。
- イ 流通・研究施設や多目的産業展示施設などの用地については、富士山静 岡空港の開港、新東名高速道路の開通などに伴う新規の需要に対応し、商 業・観光・交流機能の充実を図るため、必要な施設用地を計画的に確保します。
- ウ 文教施設、福祉施設などの公共公益施設用地については、中心市街地に おける交流機能の充実や地域バランスに配慮しながら、整備・充実を図りま す。

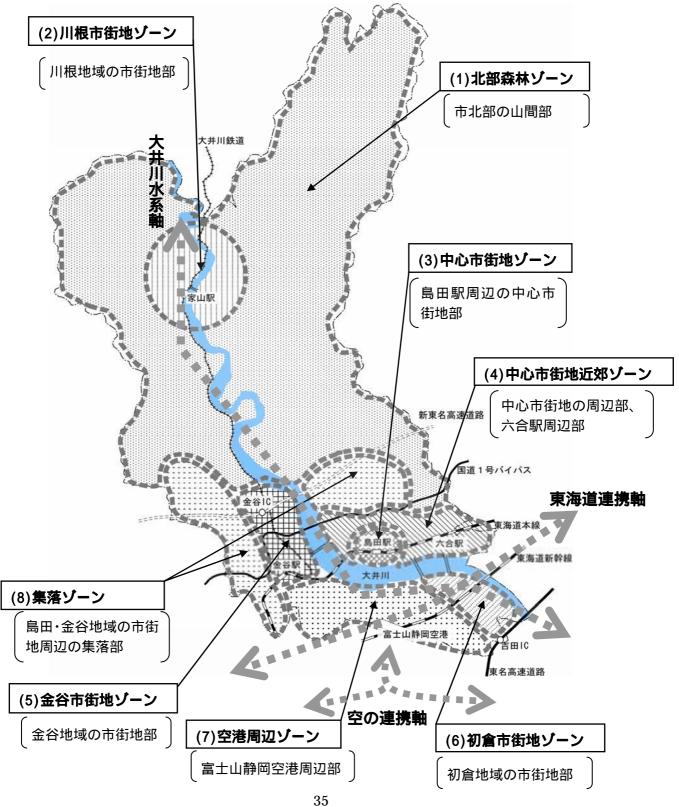
# (6) その他

その他の土地利用のうち、主なものについて土地利用の基本方針を以下のように定めます。

- ア 公園、スポーツ・レクリエーションなどの施設については、市民の多様な需要を踏まえ既存施設の整備・充実を図ります。新たな施設整備については、地域バランスや災害時の避難地としての機能などに配慮し、計画的に進めます。
- イ 歴史・文化遺産については、本市のかけがえのない財産として、観光的・ レクリエーション的な活用を含め、保全、整備に努めます。
- ウ 工場跡地などの低・未利用地については、土地の有効利用を促進します。 また、遊休農地は、農地としての活用を推進します。

# 4 地域類型別の土地利用の展開

土地利用の基本方針及び利用区分別の土地利用の基本方向を踏まえて、市 域を以下の地域類型ゾーンに区分し、ゾーンごとの特徴に対応した土地利用 を展開します。



# 第6章 施策の大綱

まちの将来像を実現するため、まちづくりの目標として「施策の大綱」を次のとおり定めます。

# 1 都市生活基盤が充実し、ひとやもの、情報が活発に交流するまち

適正な土地利用を推進する中で、東名高速道路、新東名高速道路、富士山静岡空港、JR東海道本線、大井川鐵道といった東西及び南北に広がる交通基盤を活かし、広域交流機能の一層の向上を目指すとともに、訪れた人が快適に滞在できるような取組を進め、通過点にしない"新"宿場町としてのまちづくりを目指します。また、国内はもとより海外とのひとやものの交流を促進します。

大井川に架かる橋りょうや幹線道路、生活道路の整備、コミュニティバスなどの公共交通の充実を図ることで、地域内の連携と一体化を強化し、だれもが快適に移動できる交通体系を構築するとともに、市民が安心して快適に住み続けられるよう住宅・居住環境の確保と公園・緑地が整備された緑豊かな都市空間の実現を目指します。

また、宿場町の歴史的な町並みや旧東海道石畳、蓬莱橋、野守の池など、地域の魅力的な資源を活かし、心地よい景観の形成を目指します。

さらに情報通信基盤の強化により、全ての市民が等しく高度情報化社会の 恩恵を享受できる地域社会を目指します。

これらの取組により、都市・生活基盤が充実し、ひとやもの、情報が活発 に交流するまちを目指します。

### <施策の柱>

全国・世界へ広がる物流・交流拠点の形成 総合的な道路網の整備 公共交通基盤の整備 住環境の整備 公園緑地の整備 魅力ある景観の保全 地域情報化と電子自治体の推進

### 2 市民が安全・安心に暮らせるまち

東海地震の切迫性が指摘される中、地震や風水害等の自然災害に備えるため、防災体制の充実を図るとともに、被害の軽減を目指した災害に強いまちづくりを進めます。また、台風、豪雨による風水害の防除と土砂崩壊の発生を防止し、その被害の軽減を目指すとともに、林地の荒廃による倒木、土石流の未然防止と復旧によって森林の保全を図り、土砂災害による被害を軽減するまちづくりを進めます。

また、多様化する災害への迅速な対応や地域に密着した消防・救急・救助体制を充実し、火災発生の防止に努め、その被害の軽減を目指すとともに、 市民一人ひとりが、そして地域・関係機関が一体となった防犯のまちづくり を推進し、犯罪のない地域社会を目指します。

一方、学校・地域の連携を強化し、交通事故から市民を守るまちづくりを 進めるとともに、市民が安心して消費生活が送れる地域社会の実現を目指し ます。

これらの取組により、市民が安全・安心に暮らせるまちを目指します。

### <施策の柱>

地震防災対策・体制の強化 風水害、土砂災害対策の充実 消防・救急・救助体制の充実 地域防犯体制の強化 交通安全対策の充実 消費生活対策の充実

### 3 産業がいきいきと活発なまち

農林業の生産性の向上に向け、生産基盤の充実や地産地消の取組、加工・ 製造、流通、販売の連携強化などを進めるとともに、茶をはじめとする本市 の特産品による産業振興を目指し、併せて次代を担う後継者の育成支援を図ります。

工業については、企業立地の受け皿づくりを進めるとともに、広域交通拠点機能を活かした産業の振興と雇用の場の充実、拡大を図ります。

商業については、市街地の整備などにより、気軽に訪れ、立ち寄れる、にぎわいある商店街づくりを進め、地元の特性を活かした活性化を図ります。また、富士山静岡空港の開港による空港関連サービス等の新たな需要に対応したサービス産業の育成を図ります。

観光については、新たな地域資源の発掘や観光を支える人材の育成など、 業種の垣根を越えた連携を進めるとともに、各地の観光施設の充実や各資源 のネットワーク化により市全体の魅力を高めます。

また、国際化と情報化に対応した地域内外への情報提供・発信により国内 外の集客力の強化を図るとともに、関連施設の誘致を含め観光サービス体制 の充実を進めます。

これらの取組により、産業がいきいきと活発なまちを目指します。

#### <施策の柱>

農林業の振興

工業の振興

商業・サービス産業の振興

観光の振興

### 4 だれもが健やかで幸せに暮らせる健康・福祉のまち

家族や地域、企業が一体となって子育てを応援し、安心して子どもを産み、 育てられる環境づくりを進めます。

また、子どもも、おとなも、若者も、高齢者も、障害のある人もだれもがそれぞれの力を出し合い、支え合いながら快適な生活を送ることができるよう交流活動の促進に努めるとともに、多様なニーズに対応できる福祉サービスの充実を図り、住み慣れた地域の中で、生きがいを持って暮らしていけるような環境づくりを目指します。

さらに、疾病予防や市民の健康維持・増進を促進し、市民の主体的な健康 づくり活動を積極的に支援します。また、医療については、疾患構造の変化 に対応した医療の高度化、専門化の推進に努めるとともに、市民の医療ニー ズに対応した適切な医療サービスを提供するために、医療関係機関の相互協 力による包括的な地域医療体制の確立に努めます。併せて、救急医療体制や 災害時の医療、救護体制の充実を図ります。

また、国民健康保険事業は、財政基盤の健全化と安定的な運営に努めます。 これらの取組により、だれもが健やかで幸せに暮らせる健康・福祉のまち を目指します。

# <施策の柱>

地域福祉の推進 次世代育成支援の推進 高齢者福祉の推進 障害者福祉の推進 健康づくりの推進 地域医療の充実 国民健康保険事業の健全な運営

### 5 自然と共生する資源循環型のまち

地球温暖化防止対策や公害防止対策など環境への負荷を低減させるまちづくりを推進することで、持続的な発展が可能な地域社会の構築に努めるとともに、廃棄物の再資源化や公共下水道の効率的な整備による循環型社会の形成を目指します。

また、大井川などの豊かな自然環境を守り育てる活動を支援します。

さらに、環境教育を充実し、環境問題に主体的に取り組むことのできる人づくりなどを積極的に推進します。

これらの取組により、自然と共生する資源循環型のまちを目指します。

### <施策の柱>

環境への負荷を低減させるまちづくりの推進 循環型社会の推進 自然環境の保全と活用 環境教育の充実

### 6 人を育て、歴史を大切に新しい文化を創造するまち

家庭や地域と連携し、小中学校における個に応じた指導の推進や幼児期の教育の充実に努めるとともに、安全な学校施設の整備を進めます。また、地域の風土に根ざした学習環境を取り入れ地域への愛着や市の一体感を育む学校教育を推進するとともに、生涯学習については、学習内容の充実や生涯学習関連施設の利便性の向上を図るとともに、市民活動やイベントを支援するなど、様々なニーズに応じた学習環境の向上に努めます。

青少年の健全育成については、青少年が明るい未来を切り拓いていく力を、 家庭・学校・地域が一体となって育てていくことができるよう支援します。

また、大井川河川敷の活用をはじめとして、各種スポーツ施設・広場・公園等を充実し、市民スポーツの普及・促進とレベルアップに努めます。

さらに、芸術・文化活動の振興のため、地域の伝統、祭りの継承や質の高い芸術・文化に触れる場の拡大など、市民が取り組む芸術・文化活動を支援します。特に、本市で育まれてきた茶の文化については、市民の理解と愛着を一層深めるような取組を進め、広く全国・世界へと発信し、市の文化として広くアピールします。

地域に残る歴史資源については、保全するだけではなく、市民の誇りとなるよう洗練させて、活用します。

これらの取組により、人を育て、歴史を大切に新しい文化を創造するまち を目指します。

### <施策の柱>

学校教育の充実

生涯学習の充実 青少年の健全育成 スポーツの振興 芸術・文化活動の振興 歴史資源の保存と活用

# 7 市民と行政がともに創る、活力に満ちたまち ~ まちづくりの進め方~

右肩上がりの経済に支えられていた時代においては、行政は幅広い分野で様々な公共サービスを提供してきました。しかし、現在の国・地方を通じた厳しい財政状況の中にあっては、これまでの行政システムでは、高度・多様化する市民ニーズや複雑化する地域課題にすべて対応することは困難な状況になっています。その一方で、市民は、社会貢献や自己実現に関心を持ち、それぞれの立場で自主的・自発的な取組を行う市民活動を様々な分野で活発に行っています。

これからのまちづくりでは、市民と行政がそれぞれの特性に応じて責任や 役割を分担しながら、相互の信頼と理解の上に共通の目的に向かって協力し て働く「協働」の必要性がさらに高まってきます。このような取組を拡大し、 定着させていくことが、自治の基本ともいえる市民主体のまちづくりにつな がります。

そのため、自主性・自発性・自立性を大切にする環境を整えながら、適切な役割分担のもとに新たな公共サービスを担う市民活動を側面的に支援します。市民及び市民活動団体の柔軟な視点が政策に反映されるよう政策形成過程への参画を進めることにより、まちの課題について考え、その解決に向けて主体的に取り組む、話し合い、助け合いのまちづくりを進めます。

また、性別、年齢などにかかわらず、一人ひとりが命の尊さや個を尊重し、 だれもが平等に活躍できる社会の形成を目指します。

こうした信頼関係に基づく協働のまちづくりを進める上では、その大前提として、行政にあっては、開かれた透明性の高い行財政運営を進めるとともに、効率的で効果の高い施策展開を進めます。また、地方分権の進展や社会

経済状況の変化に伴う行政課題の複雑化、多様化に的確に対応するために、 行政組織の見直しを行うとともに、人材の育成に努め、行政サービスの向上 と効率化による生産性の高い行政経営を目指します。さらに、公共施設の適 正な配置を図るとともに、長期的視点に立った選択と集中による計画的な施 策の展開を進め、健全な財政運営を図ります。

そして、国内外との交流を積極的に推進するとともに、行政や民間企業を含めた市民自らが本市の魅力を再認識し、国内外に広くPRして認知度を高め、存在感のある都市となることを目指します。

これらの取組により、市民と行政がともに創る、活力に満ちたまちを目指 します。

## <施策の柱>

市民参加・地域主体のまちづくりの推進 人権の尊重、男女共同参画社会の形成 公共施設の整備と適正配置 地域内外の交流の促進 開かれた行政と行財政の効率化

# 第7章 施策の体系

# まちづくりの基本理念

ここにしかない「個性」を大切に どこよりも「元気」に ともに支え合い「協働」して



# まちづくりの将来像

人と産業・文化の交流拠点 水と緑の健康都市 島田



施策の大綱	施策の柱
	1 全国・世界へ広がる物流・交流拠点の形成
	2 総合的な道路網の整備
1 都市生活基盤が充実	3 公共交通基盤の整備
し、ひとやもの、情報	4 住環境の整備
が活発に交流するまち	5 公園緑地の整備
	6 魅力ある景観の保全
	7 地域情報化と電子自治体の推進
	1 地震防災対策・体制の強化
	2 風水害、土砂災害対策の充実
2 市民が安全・安心に	3 消防・救急・救助体制の充実
暮らせるまち	4 地域防犯体制の強化
	5 交通安全対策の充実
	6 消費生活対策の充実

	施策の大綱	施策の柱
		1 農林業の振興
3	産業がいきいきと	2 工業の振興
	活発なまち	3 商業・サービス産業の振興
		4 観光の振興
		1 地域福祉の推進
		2 次世代育成支援の推進
4	だれもが健やかで	3 高齢者福祉の推進
	幸せに暮らせる	4 障害者福祉の推進
	健康・福祉のまち	5 健康づくりの推進
		6 地域医療の充実
		7 国民健康保険事業の健全な運営
		1 環境への負荷を低減させるまちづくりの推進
5	自然と共生する	2 循環型社会の推進
	資源循環型のまち	3 自然環境の保全と活用
		4 環境教育の充実
		1 学校教育の充実
6	人を育て、歴史を大切	2 生涯学習の充実
	に新しい文化を創造す	3 青少年の健全育成
	るまち	4 スポーツの振興
		5 芸術・文化活動の振興
		6 歴史資源の保存と活用
		1 市民参加・地域主体のまちづくりの推進
7	市民と行政がともに	2 人権の尊重、男女共同参画社会の形成
	創る、活力に満ちたま	3 公共施設の整備と適正配置
	ち	4 地域内外の交流の促進
		5 開かれた行政と行財政の効率化